【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第55期中（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）
【会社名】	ｕｎｂａｎｋｅｄ株式会社
【英訳名】	unbanked inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平井　兼人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿１丁目18番14号
【電話番号】	０３（６４５６）２６７０(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長　花岡　亮佑
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿１丁目18番14号
【電話番号】	０３（６４５６）２６７０(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長　花岡　亮佑
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期 中間連結会計期間	第55期 中間連結会計期間	第54期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	(百万円)	4,123	3,924	9,394
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	150	△281	△2,827
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	(百万円)	△1,160	△284	△3,808
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	△1,144	△368	△3,917
純資産額	(百万円)	5,338	4,281	3,300
総資産額	(百万円)	35,358	25,317	26,883
１株当たり中間（当期）純損失（△）	(円)	△111.57	△16.56	△322.88
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益（注２）	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	13.9	16.1	11.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,297	△1,003	△4,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6	△7	△246
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△0	1,349	375
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(百万円)	3,681	2,398	2,059

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの１株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、金地金取引の関連事業を主業務とする金地金事業並びに貸金業及び融資型クラウドファンディング事業を主業務とするノンバンク事業を行っております。

当社グループの報告セグメントは「金地金」と「ノンバンク」の２つに区分して報告しておりますが、その事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の２部門は「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 金地金事業

当社グループは、金地金等の販売及び買取を行っております。

国内においては、主に対面で１キログラムの金地金バーを取り扱っております。また、関連会社であるクラウドバンク株式会社の子会社の日本クラウド証券株式会社では、インターネットを通じて1,000円からの少額売買にも対応しております。

海外においては、海外子会社Kinka(BVI),Ltd.がブロックチェーン技術を利用した金価格連動型の暗号資産「Kinka（XNK）」を発行する事業を行っておりましたが、2026年10月16日開催の取締役会において、当該事業の廃止を決議しております。

なお、当社グループは販売するための金地金をグループ外から調達し、保管しております。

(2)ノンバンク事業

クラウドバンク・キャピタル株式会社、クラウドバンク株式会社の子会社であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社が、貸金業として業務を行うことができます。

主な事業：不動産担保融資事業

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、主に当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

① 有価証券上場規程等の違反による制裁

当社は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。有価証券上場規程に違反した場合には処分を受ける可能性があり、悪質なケースでは上場廃止となる場合があります。また、会社法、金融商品取引法、民法及び刑法等に基づく責任を問われる場合があります。

加えて、当社は2026年５月に特別注意銘柄に指定されております。当該指定を受けたことにより、内部管理体制及びコンプライアンス体制の改善・強化並びにその実効性の確保が重要な経営課題となっております。今後、改善計画の遂行状況や内部管理体制等について十分な改善が認められない場合には、当社株式の上場維持に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの信用力、事業活動、財政状態、経営成績及び株価等に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループは、事業に関連する各種制度・法令改正に関する情報を日々モニタリングするとともに、弁護士及び公認会計士等の専門家から情報収集を行い、必要に応じて適切な助言を受けながら事前対策を講じる体制を構築しております。また、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化、内部統制の実効性向上並びに業務プロセスに対する監視機能の強化を継続的に推進しております。

② 貸金業法の業務規則及び自主規制団体による制裁

当社グループのクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社は、貸金業法の適用を受けており、各種の事業規制を受けております。また、貸金業法に定める自主規制機関である日本貸金業協会は自主規制基本規則を設け、過剰貸付け防止等に関する規則や広告及び勧誘に関する規則等を設けております。

当社グループは、高い法令等順守意識をもって、関係法令等に対する正確な理解及び役職員への周知徹底に努めるとともに、法令等違反行為を未然に防止するための内部管理体制及びコンプライアンス体制を整備しております。しかしながら、当社グループが貸金業法その他の関係法令等に違反した場合には、業務改善命令、過怠金及びその他の法的措置の対象となる可能性があります。また、法令等の改正により事業規制が強化された場合には、当社グループの信用力、事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 子会社に関連する事業等のリスク

当社グループの日本クラウド証券株式会社は金融商品取引法に基づく金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されております。

当該比率については120%を下回らないよう管理する必要があり、120%を下回った場合には金融庁から業務の方法の変更等を命じられる可能性があり、100%を下回った場合には業務の全部又は一部の停止を命じられる可能性があります。

当社グループは、当該比率を重要な経営指標の一つとして位置付け、日々のモニタリングを実施することにより、適切な水準の維持に努めております。しかしながら、市場環境の変化、保有資産の価格変動、事業拡大に伴うリスク量の増加及びその他の要因により自己資本規制比率が低下した場合には、行政処分の対象となる可能性があり、その結果、当社グループの事業活動、信用力、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 紛議及び訴訟

当社グループは、法令や自主規制等のルールに沿った取引であっても、お客様との意思疎通を欠くことにより苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、損害賠償費用が発生する場合があります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループを被告とする損害賠償請求件数は４件（請求額159百万円）となっております。

⑤ 他社との競合リスク

当社グループは主に金地金事業及び事業者向け金融事業を営んでおり、金地金事業は地金商と競合しており、さらなる競争が激化した場合、地金の仕入代金の上昇や販売先の減少が発生する可能性があります。事業者向け金融事業においては、銀行やその他の貸金業者に加え、異業種からの新規参入などと競合する可能性があります。競争が激化した場合、貸付金利の引き下げ圧力や、よりリスクの高い貸付先への融資増加を招き、将来的に

不良債権の増加につながるリスクがあります。その結果、当社における貸倒関連費用が増加する可能性があります。

⑥ 暗号資産関連事業からの撤退に関するリスク

当社グループは、ブロックチェーン技術を利用し、金地金を裏付けとした暗号資産「Kinka（XNK）」を発行する事業を行っておりましたが、現在、2026年10月16日開催の取締役会において当該事業の廃止を決議しております。今後、当社グループは、当該事業からの撤退に伴い、海外子会社を含む関係法人３社の清算を予定しております。これらの法人の清算に際しては、清算手続に伴う専門家報酬、税務・法務関連費用その他の清算費用が発生するほか、事業撤退に伴う契約の終了、資産の処分、システムその他の関連設備の整理等により、追加的な費用が発生する可能性があります。

また、事業撤退の過程において、保有資産の回収・処分状況、契約関係の整理、債権債務の精算その他の状況によっては、損失が発生する可能性があります。

これらの清算費用及び事業撤退に伴う費用等の発生時期及び金額については、今後の清算手続及び事業整理の進捗等により変動する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 取引先の契約不履行等に係るリスク

当社グループのクラウドバンク・キャピタル株式会社及びクラウドバンク株式会社は、事業者向けの貸金業を営んでおり、景気後退や金利上昇、取引先の業況悪化等の経済情勢の変化により、貸付先事業者の資金繰りが悪化し、返済が困難となる事業者が増加する可能性があります。その場合、貸倒関連費用の増加や受取利息の減少が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済情勢の悪化に伴う資金需要の低迷等により、融資残高が減少した場合には、受取利息が減少し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが営む金地金取引においては、取引先の信用悪化や不正取引等により売掛債権の回収が不能となるリスクがあります。特に、取引先確認が不十分であった場合や、取引先を装った第三者による不正行為等が発生した場合には、損失が発生する可能性があります。これらのリスクに対応するため、当社グループでは、与信管理規程を周知徹底するとともに、取引開始時における取引先確認手続の徹底、継続的な信用状況のモニタリング及び社内承認プロセスの強化を進めております。

しかしながら、これらの対応によってもすべてのリスクを回避できるものではなく、債権回収不能等が発生した場合には、当社グループの信用力、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、前連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

また、当中間連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、今回の多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化と事業基盤の強化を図ってまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

⑨ 当社株式の上場廃止リスク等について

当社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、下記のとおり、2026年5月26日から特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けました。特別注意銘柄指定期間は、2026年5月26日から原則１年間とし、１年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査

を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から１年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限ります。）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が３か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除されます。一方で、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められるものの、経過観察の対象銘柄に該当する場合には、最長３事業年度指定が継続され、その間同審査が行われます。

当社は、今回の特別注意銘柄指定を受け、13億4,000万円もの多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、2026年９月30日以降の新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。株主、投資者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

１．銘柄 ｕｎｂａｎｋｅｄ株式会社 株式 （コード：８７４６、市場区分：スタンダード市場）

２．特別注意銘柄指定日 2026年５月26日（火）

理由（ 関連条項 ）

企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制 整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため

（有価証券上場規程第５０３条第１項第４号）

３．上場契約違約金金額　1,440万円

理由（ 関連条項 ）

企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため

（有価証券上場規程第５０９条第１項第２号）

４．理由の詳細

unbanked株式会社（以下「当社」という。）は、2025年７月から11月にかけて行った金スクラップ品の取引（以下「本件取引」という。）における売掛金1,340百万円が未回収となったことを受けて、2026年３月２日（修正版は同年３月４日）、本件取引の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が2025年７月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに2025年７月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

・2020年７月11日付での特設注意市場銘柄（現「特別注意銘柄」）への指定を受けて策定された改善策について、2022年４月１日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解

・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと

・経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと、以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反したと認められ、かつ、同社は2026年３月６日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した改善策の実効性のある運用が継続できていなかった中で、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思いこみによって、リスク評価と対応が不十分なまま本件取引を繰り返した結果、同社にとって多額の売上債権の未回収を生じさせたという内部管理体制に極めて重大な不備が生じていたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、主に当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（１）財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における世界経済は、人工知能（AI）関連投資の拡大が半導体・データセンター・電力インフラ等の幅広い産業に波及し、企業業績を下支えする一方、米国における雇用情勢の変化や物価動向、各国の金融政策を巡る不透明感などを背景に、金融市場では変動の大きい状況が続きました。

我が国経済におきましては、為替市場における円安基調や原材料価格の高止まり等を背景として物価上昇が継続する中、賃金上昇や個人消費の動向、日本銀行の金融政策等が景気の先行きを左右する状況となりました。

このような環境のもと、金市場におきましては、米国の金融政策及び実質金利・為替相場・地政学的リスク等を背景として金価格が大きく変動しました。

当社グループの金地金事業におきましては、中東情勢の悪化により安全資産である金への需要が高まり、金価格が一時上昇したものの、その後の物価上昇を背景とした金利上昇などの影響により金価格が下落したことで、投資家の購入意欲が低下し、買い手控えムードが広がりました。

また、2026年8月20日付「当社銀行口座の出金停止および事業の一時停止に関するお知らせ」のとおり、当社銀行口座の出金停止および事業の一時停止により売上高が伸び悩む原因となりました。

なお、2026年9月2日付で当社銀行口座の出金停止が解除され、金地金事業は再開しております。

ノンバンク事業におきましては、子会社であるクラウドバンク・キャピタル株式会社における不動産事業者向けの融資が引き続き好調を維持したことに加え、前連結会計年度に子会社化したクラウドバンク株式会社における系統用蓄電池事業者向けの融資も増加したことから、売上高は増加しました。一方、販売費及び一般管理費も増加しました。

以上の結果、売上高は3,924百万円（前年同期比4.8%減）となり、売上総利益は605百万円（前年同期比33.7%増）となりました。営業損失は△288百万円（前年同期は営業利益243百万円）となりました。経常損失については△281百万円（前年同期は経常利益150百万円）となり、親会社株主に帰属する中間純損失は△284百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失△1,160百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

①金地金事業

当中間連結会計期間における金地金事業の売上高は3,325百万円（前年同期比12.2%減）、セグメント損失は△22百万円（前年同期はセグメント利益103百万円）となりました。

②ノンバンク事業

当中間連結会計期間におけるノンバンク事業の売上高は598百万円（前年同期比78.5%増）、セグメント損失は△91百万円（前年同期はセグメント利益272百万円）となりました。

財政状態については、以下のとおりであります。

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末より1,565百万円減少し、25,317百万円となりました。これは主に現金が338百万円増加した一方、預託金が1,229百万円、営業貸付金が433百万円減少したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末より2,546百万円減少し、21,036百万円となりました。これは主に匿名組合出資預り金が1,391百万円、顧客からの預り金が1,233百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末より980百万円増加し、4,281百万円となりました。これは主に増資により資本金が659百万円、資本剰余金が659百万円増えた一方、親会社株主に帰属する中間純損失△284百万円を計上したことによるものであります。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,398百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、流出した資金は1,003百万円（前年同期は2,297百万円の支出）となりました。これは主に預託金の減少1,229百万円、営業貸付金の減少433百万円により、資金が増加した一方、税金等調整前中間純損失の

計上△381百万円、匿名組合出資預り金の減少△1,391百万円、顧客からの預り金の減少△1,233百万円により、資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、流出した資金は7百万円（前年同期は6百万円の収入）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出4百万円により、資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は1,349百万円（前年同期は0百万円の支出）となりました。これは主に新株発行による収入458百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入859百万円、新株予約権の発行による収入30百万円により、資金が増加したことによるものであります。

（３）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 金地金の販売戦略見直しと新サービスの開発

金地金事業においては、デフレ時代からの完全脱却、年々高まる地政学リスク、そして構造的な円安トレンドが重なり、物価高や円資産の価値の目減りを回避したいと考える富裕層のニーズの掘り起こしを強化し、販売提携先の開拓も視野に入れ取引量の拡大を図ってまいります。

一方、日本における金投資の裾野拡大のため、少額資金で金投資を行いたい投資家向けに、日本クラウド証券株式会社との共同事業であるインターネットによる「金スポット取引」及び「純金積立」も継続して取り組んでまいります。また、金地金に関する新たなサービスの開発を目指し、収益力の強化に努めてまいります。

② 貸金業子会社の融資残高の積み上げ

ノンバンク事業を営む子会社のクラウドバンク・キャピタル株式会社は、不動産を担保とした融資を主な事業としています。同事業は収益性が高く、今後、融資残高の拡大によって当社グループの収益に大きく貢献するものと考えております。また、クラウドバンク株式会社を子会社化したことで、当中間連結会計期間末における融資残高は191億円となっており、さらなる事業拡大を目指す予定です。

（５）研究開発活動

該当事項はありません。

（６）従業員数

当中間連結会計期間末の従業員数は、当社が７名、当社グループで34名です。

（７）販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は「第２（事業の状況）２（経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）（１）財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

（８）経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

（９）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは健全な財務基盤の確保を重視しており、運転資金及び設備資金全般につきましては、主に内部資金より充当しております。

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在発行数（株） （2026年11月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,192,682	18,192,682	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	18,192,682	18,192,682	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2026年３月26日
新株予約権の数（個）※	117,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 11,730,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,319,590,000
新株予約権の行使期間 ※	自　2026年４月15日　至　2028年４月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　283 資本組入額　　141.5
新株予約権の行使の条件 ※	本新株予約権の一個未満の行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）

※　新株予約権の発行時（2026年４月14日）における内容を記載しております。

（注）．当社が、組織再編成行為をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権を有する本新株予約権者に対し、再編成対象会社の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

（２）新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

（４）新株予約権を行使することのできる期間 第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 第16項に準じて決定する。

（６）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第9項第(2)号に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

（７）その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 第12項及び第20項に準じて決定する。

（８）新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高　(株)	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日（注）１、２	4,621,700	18,192,682	659	759	659	5,611

（注）１　2026年４月14日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行株式総数が1,621千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ229百万円増加しております。

（注）２　2026年４月１日から2026年９月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済み株式総数が3,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ429百万円増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
ＡＵ投資事業組合業務執行組合員ソラ株式会社	東京都港区東麻布2-26-16	4,621	25.40
ＭａａａａＲｕホールディングス株式会社	東京都中野区若宮3-12-2	2,236	12.30
Ａｋａｔｓｕｋｉ Ｃａｐｉｔａｌ Ｗｏｒｋｓ株式会社	東京都千代田区麹町1-4	940	5.17
ＩＮＴＥＲＡＣＴＩＶＥ ＢＲＯＫＥＲＳ ＬＬＣ（常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ＯＮＥ ＰＩＣＫＷＩＣＫ ＰＬＡＺＡ ＧＲＥＥＮＷＩＣＨ, ＣＯＮＮＥＣＴＩＣＵＴ ０６８３０（東京都千代田区霞が関3-2-5）	514	2.83
河合　マーロン	神奈川県横須賀市	500	2.75
勝　えり子	千葉県市川市	320	1.76
本田　求	兵庫県芦屋市	236	1.30
片岡　正繁	滋賀県草津市	200	1.10
赤井　達治	大阪府岸和田市	150	0.82
坂田　和子	熊本県八代市	133	0.73
計	－	9,852	54.19

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,400	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,051,600	180,516	―
単元未満株式	普通株式 131,682	―	―
発行済株式総数	18,192,682	―	―
総株主の議決権	―	180,516	―

（注）「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権の6個）が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
unbanked株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目18番14号	9,400	―	9,400	0.05
計	―	9,400	―	9,400	0.05

（注）当中間連結会計期間末（2026年９月30日）の自己株式数は9,475株となっております。

２【役員の状況】

前連結会計年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）	就任年月日
取締役	中村　勇太	1980年 ６月24日生	2007年９月　Ernst＆Young,LLP.New York 入社 2012年８月　Solomon Financial株式会社 入社 2013年３月　みどり証券株式会社 監査役　就任 2015年７月　株式会社Ａ　設立　代表取締役　就任 2025年４月　株式会社ands　入社　（現任） 2026年４月　クラウドバンク株式会社 代表取締役社長　就任　（現任）	（注）１	－	2026年 ９月30日
取締役	稲沢　佳樹	1968年 11月10日生	1992年４月　株式会社三和銀行（現 三菱ＵＦＪ銀行）　入行 2006年１月　株式会社関西アーバン銀行（現 関西みらい銀行）入行 2013年９月　株式会社ＳＢＪ銀行　入行 2019年７月　クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社　入社 2024年４月　クラウドバンク・キャピタル株式会社 取締役 2025年４月　クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社　取締役 2026年４月　クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社　代表取締役（現任）	（注）１	－	2026年 ９月30日
取締役 （監査等委員）	川戸　淳一郎	1955年 ９月６日生	1988年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 1988年４月　松下照雄法律事務所　入所 1995年４月　川戸淳一郎法律事務所開設 代表弁護士（現任） 2012年10月　クラウドバンク株式会社 社外取締役、他子会社２社監査役 2020年６月　当社　社外取締役 2023年６月　第一プレミア証券株式会社 社外取締役 2024年１月　マーチャント・バンカーズ株式会社 社外取締役 2025年１月　クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社　代表取締役社長	（注）２	3	2026年 ９月30日
取締役 （監査等委員）	秋山　光	1983年 ２月11日生	2011年11月　最高裁判所司法修習生 2013年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2013年１月　Ｅ＆Ｒ総合法律会計事務所　入所 2022年６月　Ｅ＆Ｒ総合法律会計事務所　パートナー（現任）	（注）２	－	2026年 ９月30日
取締役 （監査等委員）	大重　喜仁	1981年 ５月４日生	2007年９月　米国法律事務所　入所 2009年４月　桜田通り法律事務所　入所 2011年６月　同所内起業として合同会社フロンティア法律会計コンサルティング（現合同会社リーガルコート）設立 代表社員 2022年６月　一般社団法人リーガルコート 監事（現任） 2024年９月　株式会社ＡＮＡＰ（現　株式会社ＡＮＡＰホールディングス）　非常勤監査役 2025年３月　同社関連子会社　非常勤監査役 2025年９月　サイバーステップ株式会社　社外監査役 2025年９月　クラウドバンク株式会社 社外監査役（現任） （他同社子会社３社　社外監査役） クラウドバンク・キャピタル株式会社 社外監査役（現任）	（注）２	－	2026年 ９月30日

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）	就任年月日
取締役（監査等委員）	高橋　隆敏	1970年６月７日生	1993年４月　ＫＰＭＧピートマーウィック株式会社 入社 1999年４月　アクタスマネジメントサービス株式会社　入社 2002年２月　税理士登録 2002年10月　高橋隆敏税理士事務所 開設 2020年６月　Vistra Japan税理士法人設立　代表社員（現任） 2021年６月　株式会社プラコー　社外監査役（現任）	（注）２	－	2026年９月30日

（注）１．2026年９月30日開催の臨時株主総会の終結の時から2027年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
２．2026年９月30日開催の臨時株主総会の終結の時から2028年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	胡　燕	2026年９月30日
取締役	安達　哲也	2026年９月30日
取締役	竹内　博	2026年９月30日
取締役	森井　じゅん	2026年８月22日
取締役（監査等委員）	クリストファー・リチャード・レーン	2026年９月30日
取締役（監査等委員）	楠原　孝尭	2026年８月18日
取締役（監査等委員）	池辺　健太	2026年10月16日
取締役（監査等委員）	村田　和希	2026年９月30日

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役	取締役	平井　兼人	2026年７月17日
代表取締役社長	代表取締役	平井　兼人	2026年７月22日
取締役社長	代表取締役社長	胡　燕	2026年７月17日
取締役	取締役社長	胡　燕	2026年７月22日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率
男性７名　女性０名（役員のうち女性の比率0%）

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付　日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アリアによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,059	2,398
預託金	4,342	3,113
売掛金	0	0
商品	394	475
販売用不動産	2,222	2,226
営業貸付金	19,596	19,162
その他	604	586
貸倒引当金	△3,776	△4,087
流動資産合計	25,443	23,876
固定資産		
有形固定資産		
土地	92	92
建設仮勘定	822	826
その他	78	70
有形固定資産合計	993	989
無形固定資産		
その他	14	12
無形固定資産合計	14	12
投資その他の資産		
投資有価証券	75	75
差入保証金	261	261
固定化営業債権	1,548	1,547
破産更生債権等	9	9
その他	81	89
貸倒引当金	△1,545	△1,544
投資その他の資産合計	431	439
固定資産合計	1,439	1,441
繰延資産		
創立費	0	―
開業費	0	―
繰延資産合計	0	―
資産合計	26,883	25,317

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
１年内償還予定の社債	330	330
未払法人税等	59	0
匿名組合出資預り金	18,410	17,019
顧客からの預り金	4,344	3,111
訴訟損失引当金	20	20
その他	304	460
流動負債合計	23,469	20,942
固定負債		
繰延税金負債	91	91
その他	21	1
固定負債合計	113	93
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	23,582	21,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	759
資本剰余金	6,342	7,001
利益剰余金	△3,414	△3,698
自己株式	△3	△3
株主資本合計	3,024	4,058
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	1
為替換算調整勘定	21	25
その他の包括利益累計額合計	22	26
新株予約権	―	30
非支配株主持分	254	165
純資産合計	3,300	4,281
負債純資産合計	26,883	25,317

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	4,123	3,924
売上原価	3,670	3,318
売上総利益	452	605
販売費及び一般管理費	※1 209	※1 894
営業利益又は営業損失（△）	243	△288
営業外収益		
受取利息	3	10
貸倒引当金戻入額	1	1
為替差益	―	12
その他	1	6
営業外収益合計	5	31
営業外費用		
支払利息	―	11
持分法による投資損失	98	―
その他	0	12
営業外費用合計	98	23
経常利益又は経常損失（△）	150	△281
特別利益		
段階取得に係る差益	※2 42	―
固定資産売却益	1	―
特別利益合計	44	―
特別損失		
減損損失	―	0
訴訟和解金	1,209	―
上場契約違約金	―	14
その他	―	1
特別損失合計	1,209	16
匿名組合損益分配前税金等調整前中間純損失（△）	△1,014	△298
匿名組合損益分配額	△114	△83
税金等調整前中間純損失（△）	△1,129	△381
法人税、住民税及び事業税	0	1
法人税等調整額	―	△10
法人税等合計	0	△8
中間純損失（△）	△1,130	△373
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	30	△88
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△1,160	△284

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純損失（△）	△1,130	△373
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	△0
為替換算調整勘定	△8	4
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	―
その他の包括利益合計	△14	4
中間包括利益	△1,144	△368
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,174	△279
非支配株主に係る中間包括利益	30	△88

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△1,129	△381
減価償却費	2	10
持分法による投資損益（△は益）	98	－
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	309
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△10	－
訴訟損失引当金の増減額（△は減少）	2	－
株主優待引当金の増減額（△は減少）	△16	－
受取利息及び受取配当金	△3	△10
営業貸付金の増減額（△は増加）	△1,308	433
匿名組合出資預り金の増減額（△は減少）	1,155	△1,391
預託金の増減額（△は増加）	－	1,229
その他の売上債権の増減額（△は増加）	△1,043	－
その他の仕入債務の増減額（△は減少）	△251	－
委託者未収金の増減額（△は増加）	1	1
棚卸資産の増減額（△は増加）	161	△84
差入保証金の増減額（△は増加）	50	63
顧客からの預り金増減（△は減少）	－	△1,233
その他の資産の増減額（△は増加）	40	－
その他の負債の増減額（△は減少）	△46	－
その他	－	104
小計	△2,297	△948
利息及び配当金の受取額	3	10
利息の支払額	－	△0
長期未払金の返済による支出	△1	△15
法人税等の支払額	△1	△50
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,297	△1,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	－	△4
有形固定資産の売却による収入	6	2
その他	－	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	6	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	－	458
新株予約権の行使による株式の発行による収入	－	859
新株予約権の発行による収入	－	30
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	1,349
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,291	338
現金及び現金同等物の期首残高	3,280	2,059
株式交付に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,691	－
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,681	※ 2,398

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。また、当中間連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化と事業基盤の強化を図ってまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当社グループの中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

（中間連結貸借対照表関係）

（偶発債務）

当社及び当社グループを被告とする損害賠償請求件数、請求額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
損害賠償請求件数	1件	4件
請求額	129百万円	159百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役員報酬	24百万円	40百万円
従業員給与及び賞与	24	110
役員退職慰労引当金繰入額	△5	－
地代家賃	16	40
貸倒引当金繰入額	△8	328
顧問料	66	70
業務委託費	35	116

※２　段階取得に係る差益

前中間連結会計期間に計上した段階取得に係る差益は、持分法適用関連会社であったクラウドバンク株式会社を連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	3,681百万円	2,398百万円
預入期間から３ヶ月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	3,681	2,398

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、新株の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ659百万円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が759百万円、資本剰余金が7,001百万円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自 2025年４月１日　至 2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転される財	3,788	38	3,826		3,826
一定の期間にわたり移転される財	－	3	3		3
顧客との契約から生じる収益	3,788	41	3,829		3,829
その他の収益	－	293	293		293
外部顧客への売上高	3,788	335	4,123	－	4,123
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	3,788	335	4,123	－	4,123
セグメント利益又はセグメント損失（△）	103	272	375	△132	243

（注）１．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又はセグメント損失（△）の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２．報告セグメントごとの資産に関する情報

当中間連結会計期間において、クラウドバンク株式会社を取得したことに伴い、報告セグメントの資産の金額は、「ノンバンク」において29,237百万円増加しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれん金額の重要な変動)

当中間連結会計期間において、クラウドバンク株式会社の株式を取得したことに伴い、のれんの増加額は、「ノンバンク」セグメントにおいて389百万円であります。

４．報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転される財	3,325	16	3,341		3,341
一定の期間にわたり移転される財	―	3	3		3
顧客との契約から生じる収益	3,325	19	3,344		3,344
その他の収益	―	579	579		579
外部顧客への売上高	3,325	598	3,924	―	3,924
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	3,325	598	3,924	―	3,924
セグメント利益又はセグメント損失（△）	△22	△91	△114	△174	△288

（注）１．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
２．セグメント利益又はセグメント損失（△）の合計額は、中間連結損益計算書の営業損失と一致しております。

２．報告セグメントごとの資産に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれん金額の重要な変動)

該当事項はありません。

４．報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純損失（△）	△111円57銭	△16円56銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△1,160	△284
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△1,160	△284
普通株式の期中平均株式数（千株）	10,402	17,166

（重要な後発事象）

（資本準備金の額の減少及び剰余金の処分）

当社は、2026年９月30日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を決議いたしました。

１．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

今後の事業展開に応じた財務戦略の柔軟性および機動性を確保するとともに、今後の早期復配をはじめとする株主還元施策に備えるため、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。また、会社法第452条の規定に基づき、当該振替後の「その他資本剰余金」の全額を「繰越利益剰余金」に振替え、欠損填補に充当するものであります。

２．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の項目およびその額

資本金	659百万円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	659百万円

３．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金	1,468百万円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	1,468百万円

４．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記２及び３により増加する「その他資本剰余金」の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行うものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	3,449百万円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	3,449百万円

５．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議日	2026年８月18日
臨時株主総会決議日	2026年９月30日
債権者異議申述最終期日	2026年11月１日
効力発生日	2026年11月２日

６．今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目間の振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

（第三者特別調査委員会の委員の選任について）

当社は、2026年７月15日付「第三者特別調査委員会の設置について」にてお知らせのとおり、「第三者特別調査委員会」の設置を2026年６月26日開催の取締役会で決議いたしましたが、その後、2026年９月30日の臨時株主総会を経て経営体制が変更されたことから、新経営陣において改めて検討を重ねた結果、2026年11月12日開催の取締役会において、当該委員会の委員を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．第三者特別調査委員会の構成

本件の調査における客観性・中立性及び独立性を確保するため、第三者特別調査委員会は当社及び調査対象者と利害関係を有しない以下の外部専門家３名により構成いたします。

・委員長　松下 知輝　弁護士、松下法律事務所
・委　員　後藤 慎吾　弁護士／ニューヨーク州弁護士、荒巻・後藤法律事務所
・委　員　北條 陽平　弁護士、北條法律事務所

２．調査内容及び調査対象者等について

2026年７月15日付の開示におきましては、外部の特定の人物（以下、「Ａ氏」といいます。）及びその関係者に限定し、当社グループの経営及び重要な意思決定への実質的な影響力の有無を調査目的としておりました。

しかし、今回の調査目的は、当社が特別注意銘柄の指定の原因となった内部管理体制上の問題の根本原因を究明し、指定解除に向けた改善策を講じるために実施するものであるため、当社側で調査内容や調査対象者の範囲を決めず、当該委員会にその判断を委ね、当該委員会が必要と考えるすべての調査を実施する予定です。そのため、調査内容及び調査対象者の範囲等につきましては、決まり次第お知らせいたします。

３．今後の見通し

当社は、第三者特別調査委員会の調査に全面的に協力してまいりますが、現時点におきましては、調査の開始時期、調査期間及び調査結果の公表時期は未定となっております。

なお、調査結果の公表後、必要な是正措置及び再発防止策を策定し、速やかに開示を行う予定です。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

ｕｎｂａｎｋｅｄ株式会社

取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山中　康之

代表社員 業務執行社員　公認会計士　吉澤　将弘

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているｕｎｂａｎｋｅｄ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｕｎｂａｎｋｅｄ株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。また、当中間連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となっている。これらの状況に加え、会社株式が2026年5月26日から特別注意銘柄へ指定され、上場廃止リスクも生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。